2022年5月10日

各　位

上場会社名　株式会社　大　運
代表者名　代表取締役社長　岩崎 雅信
（コード番号　9363 ）
問合せ先責任者　管理部次長　蜂須賀　伸子
（TEL.　06－6120－2001 ）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の当社第102期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70条）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

（１）　変更案第17条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
（２）　変更案第17条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
（３）　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものです。
（４）　上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年６月28日（火）
定款変更の効力発生日	2022年６月28日（火）

以　上

【別紙】定款変更の内容

現行定款	変更案
第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	第17条　（電子提供措置等） 　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 　２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新設）	（附則） 　１．定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 　２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 　３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。